

・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断して

いるか(別の対策や手段はないのか)

○指針の閲覧について

当施設の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設内に掲示し公表します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。